

昭和三十八年法律第百四十七号

(目的)

中小企業支援法

第一条 この法律は、国、都道府県等及び独立行政法人中小企業基盤整備機構が行う中小企業支援事業を計画的かつ効率的に推進するとともに、中小企業の経営の診断等の業務に従事する者の登録の制度及び中小企業の経営資源の確保を支援する事業に関する情報の提供等を行う者の認定の制度を設けること等により、中小企業の経営資源の確保を支援し、もつて中小企業の振興に寄与することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「中小企業者」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。

一 資本金の額又は出資の総額が三億円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が三百人以下の会社及び個人であつて、製造業、建設業、運輸業その他の業種（次号から第二号の三までに掲げる業種及び第三号の政令で定める業種を除く。）に属する事業を主たる事業として営むもの

二 資本金の額又は出資の総額が一億円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が百人以下の会社及び個人であつて、卸売業（第三号の政令で定める業種を除く。）に属する事業を主たる事業として営むもの

二の二 資本金の額又は出資の総額が五千万円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が百人以下の会社及び個人であつて、サービス業（第三号の政令で定める業種を除く。）に属する事業を主たる事業として営むもの

二の三 資本金の額又は出資の総額が五千万円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が五十人以下の会社及び個人であつて、小売業（次号の政令で定める業種を除く。）に属する事業を主たる事業として営むもの

三 資本金の額又は出資の総額がその業種ごとに政令で定める金額以下の会社並びに常時使用する従業員の数がその業種ごとに政令で定める数以下の会社及び個人であつて、その政令で定める業種に属する事業を主たる事業として営むもの

四 中小企業団体の組織に関する法律（昭和三十二年法律第八十五号）第三条第一項に規定する中小企業団体

五 特別の法律によつて設立された組合又はその連合会であつて、その直接又は間接の構成員たる事業者の三分の二以上が第一号から第三号までの各号のいずれかに該当する者であるもの（前号に掲げるものを除く。）

2 この法律において「経営資源」とは、中小企業基本法（昭和三十八年法律第五十四号）第二条第四項に規定する経営資源をいう。

（中小企業支援計画）

第三条 経済産業大臣は、毎年、中小企業の経営資源の確保を支援する次に掲げる事業であつて、国、都道府県（政令で指定する市を含む。以下同じ。）及び独立行政法人中小企業基盤整備機構が行うもの（以下「中小企業支援事業」という。）の実施に関する計画を定めるものとする。

一 中小企業者の依頼に応じて、その経営方法に関する助言を行つて、経営の診断又は経営に関する助言を行う事業

二 中小企業者の依頼に応じて、技術に関する助言を行う事業又はそのため必要な試験研究を行つて事業

三 中小企業の経営方法又は技術に関する研修を行つて事業

四 中小企業支援担当者（国又は都道府県が行う第一号又は第二号に掲げる事業（第七条第一項に規定する特定支援事業を含む。）において、経営の診断又は経営若しくは技術に関する助言を担当する者をいう。以下同じ。）を養成し、又は中小企業支援担当者に対して研修を行つて事業

五 前各号に掲げるもののほか、中小企業の診断又は経営若しくは技術に関する助言を行つて事業

2 経済産業大臣は、前項の計画を定めるに当たつては、国、都道府県及び独立行政法人中小企業基盤整備機構が行う事業が相互に重複しないようにするとともに、中小企業に関する団体その他の民間事業者との協力及び役割分担の下に、中小企業の経営方法又は技術の状況その他の中小企業の発展の状況に応じて、適切に中小企業支援事業が行われるように配慮しなければならない。

3 経済産業大臣は、第一項の計画を定めるに当たつては、あらかじめ、中小企業政策審議会の意見を聴くほか、都道府県知事（同項の政令で指定する市の市長を含む。以下同じ。）の意見を求めるものとする。

4 経済産業大臣は、第一項の計画を定めたときは、速やかにこれを都道府県知事に通知するとともに、その要旨を公表しなければならない。

第四条 都道府県知事は、前条第四項の規定による通知を受けたときは、同条第一項の計画に基づき、当該都道府県が行う中小企業支援事業の実施に関する計画を定めるよう努めるとともに、これを定めたときは、経済産業大臣に届け出るものとする。

2 都道府県知事は、前項の計画を定めるに当たつては、地域における中小企業に関する団体その他の民間事業者との協力及び役割分担の下に、当該都道府県の区域内における中小企業者の数、中小企業の経営方法又は技術の状況その他中小企業の発展の状況に応じて、適切に中小企業支援事業が行われるように配慮しなければならない。

（経済産業大臣の助言）

第五条 経済産業大臣は、この法律の目的を達成するため必要があると認めるときは、都道府県に対し、前条第一項の計画の作成及びこれに基づく中小企業支援事業の実施に関する助言をすることができる。

（基準の作成）

第六条 経済産業大臣は、中小企業支援事業の効率的な実施に資するため、中小企業政策審議会の意見を聴いて、経済産業省令で、経営の診断又は経営若しくは技術に関する助言の方法その他の事項について、中小企業支援事業の実施に関する基準を定めるものとする。

(指定)

第七条 都道府県知事は、次の各号に適合する者を、その申請により、当該都道府県に一を限つて指定し、その者（以下「指定法人」という。）に、当該都道府県が行う中小企業支援事業のうち特定支援事業を行わせることができる。

一 申請者が一般財団法人であること。

二 申請者が次条第二項の規定により指定を取り消され、その取消しの日から五年を経過しない者でないこと。

三 前項の特定支援事業とは、次に掲げる事業をいう。

一 中小企業者が当該特定支援事業を適正かつ確実に実施することができると認められる者であること。

二 中小企業者の経営に必要な資金の株式又は社債による調達の円滑な実施に資する経営診断等を行う事業

三 中小企業者が技術革新の進展に即応した高度な産業技術の開発を行い、又は当該産業技術を製品若しくは役務の開発、生産、販売若しくは役務の提供に利用する事業活動に関する経営診断等を行う事業

四 中小企業者が行う電子計算機を利用して行う事業活動に関する経営の診断、助言、調査、研究及び情報の提供（以下この項において「経営診断等」という。）を行う事業

五 前各号に掲げるもののほか、中小企業者の経営方法又は技術に関し、高度の専門的な知識及び経験を必要とするため当該都道府県が自ら行うことことが困難な経営診断等を行う事業（指定法人の義務等）

第八条 指定法人は、当該特定支援事業を、第四条第一項の規定により都道府県知事が届け出た計画があるときは当該計画に基づいて、かつ、第六条の基準に従い、適正かつ確実に実施しなければならない。

第九条 削除（国の補助）

第十条 国は、第四条第一項の規定による届出があつた計画が第三条第一項の計画に適合している場合において、都道府県が当該届出に係る計画に基づいて中小企業支援事業を行うときは、都道府県が自ら行う事業についてはその経費の一部を、都道府県が第七条第一項の規定により指定法人に行わせる特定支援事業については当該指定法人に対しその事業につき都道府県が補助する経費の一部を、当該都道府県に対し、予算の範囲内において補助することができる。

第十二条 経済産業大臣は、中小企業者がその経営資源に関し適切な経営の診断及び経営に関する助言（以下単に「経営診断」という。）を受ける機会を確保するため、登録簿を備え、中小企業の経営診断の業務に従事する者であつて次の各号のいずれかに該当するものに関する事項を登録する。

- 一 次条第一項の試験に合格し、かつ、経済産業省令で定める実務の経験その他の条件に適合する者
- 二 前号に掲げる者と同等以上の能力を有すると認められる者で、経済産業省令で定めるもの
- 2 前項の規定により登録すべき事項及びその登録の手続は、経済産業省令で定める。

（中小企業の経営診断の業務に従事する者に係る試験）

第十三条 経済産業大臣は、中小企業の経営診断の業務に従事する者の資質の向上を図るために、中小企業の経営診断に関する必要な知識についての試験を行う。

2 経済産業大臣は、経済産業省令で定めるところにより、一般社団法人又は一般財団法人であつて、次の各号のいずれにも適合していると認めるものとしてその指定する者（以下「指定試験機関」という。）に、前項の試験の実施に関する事務（以下「試験事務」という。）を行わせることができる。

- 一 職員、設備、試験事務の実施の方法その他の事項についての試験事務の実施に関する計画が、試験事務の適正かつ確実な実施のために適切なものであること。
- 2 前号の試験事務の実施に関する計画の適正かつ確実な実施に必要な経理的及び技術的な基礎を有するものであること。

3 指定試験機関の役員若しくは職員又はこれらの職に附いた者は、試験事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

4 試験事務に従事する指定試験機関の役員及び職員は、刑法（明治四十年法律第四十五号）その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

5 第一項の試験を受けようとする者は、実費を勘案して政令で定める額の受験手数料を納付しなければならない。

6 前項の受験手数料は、経済産業大臣が行う第一項の試験を受けようとする者の納付するものについては当該指定試験機関の収入とする。

7 経済産業大臣は、指定試験機関が一般社団法人又は一般財団法人でなくなつたときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて試験事務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

8 第二項各号の要件を満たさなかつたと認められるとき。

9 前各項に定めるものほか、第一項の試験及び指定試験機関に關し必要な事項は、経済産業省令で定める。

(認定情報提供機関)

第十三条 経済産業大臣は、経済産業省令で定めるところにより、次項に規定する業務（以下「情報提供業務」という。）を行う者であつて、情報提供業務の内容及び実施体制に関する事項並びに情報提供業務の実施に当たつて配慮すべき事項（当該情報提供業務の実施に当たつての中小企業基本法第二条第五項に規定する小規模企業者に対する配慮に関する事項を含む。）について経済産業大臣が定める指針に適合すると認められるものを、その申請により、自らの事業として中小企業に有用な情報を適切に提供することができる者として認定することができる。

2 前項の認定を受けた者（以下「認定情報提供機関」という。）は、次の業務を行うものとする。
 一 次に掲げる情報を収集して整理し、インターネットの利用その他の情報通信の技術を利用する方法により、中小企業者の依頼に応じて提供すること。
 イ 中小企業支援事業その他の中小企業の経営資源の確保を支援する事業の内容及びその実施の状況に関するもの。

ロ 中小企業の経営診断の業務に従事する者の当該業務の内容及びその実施の状況に関するもの。

ハ 中小企業の事業活動の実施に協力する事業者、大学その他の研究機関、独立行政法人（独立行政法人通則法（平成十一年法律第二百三号）第一条第一項に規定する独立行政法人をいう。）その他の者の当該協力の内容及びその実施の状況に関するもの。

二 前号に掲げる業務に応じ、中小企業者の依頼に応じて助言を行うこと。

3 第一項の認定を受けようとする者は、経済産業省令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書を経済産業大臣に提出しなければならない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二 事務所の所在地

三 情報提供業務に関する次に掲げる事項

イ 情報提供業務の内容
 ロ 情報提供業務の実施体制（情報提供業務に係る情報の管理の方法を含む。）
 ハ イ及びロに掲げるもののほか、経済産業省令で定める事項

4 認定情報提供機関は、前項第一号又は第二号に掲げる事項に変更があつたときは遅滞なく、同項第三号イからハまでに掲げる事項の変更（経済産業省令で定める軽微な変更を除く。）をしようとするときはあらかじめ、その旨を経済産業大臣に届け出なければならない。（改善命令）

第十四条 経済産業大臣は、認定情報提供機関の情報提供業務の運営に関する改善が必要であると認めるときは、その認定情報提供機関に対し、その改善に必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。

第十五条 経済産業大臣は、認定情報提供機関が前条の規定による命令に違反したときは、その認定を取り消すことができる。

（中小企業信用保険法の特例）

第十六条 第十三条第一項の規定の認定を受けた一般社団法人又は一般財團法人（一般社団法人にあつてはその社員総会における議決権の二分の一以上を中小企業者が有しているもの、一般財團法人にあつてはその設立に際して拠出された財産の価額の二分の一以上が中小企業者により拠出されているものに限る。以下この条において「認定一般社団法人等」という。）であつて、情報提供業務の実施に必要な資金に係る中小企業信用保険法（昭和二十五年法律第二百六十四号）第三条第一項又は第三条の二第一項に規定する債務の保証を受けたものについては、当該認定一般社団法人等を同法第二条第一項の中小企業者とみなして、同法第三条、第三条の二及び第四条から第八条までの規定を適用する。この場合において、同法第三条第一項及び第三条の二第一項の規定の適用については、これらの規定中「借り入れ」とあるのは、「中小企業支援法第十六条に規定する認定一般社団法人等が行う同法第十三条第一項に規定する情報提供業務の実施に必要な資金の借り入れ」とする。（独立行政法人情報処理推進機構の行う認定情報提供機関協力業務）

第十七条 独立行政法人情報処理推進機構は、認定情報提供機関の依頼に応じて、情報処理に関する専門家の派遣その他情報提供業務の運営に関する協力の業務を行う。（報告及び検査）

第十八条 独立行政法人中小企業基盤整備機構の行う認定情報提供機関協力業務

（報告及び検査） 独立行政法人中小企業基盤整備機構は、認定情報提供機関の依頼に応じて、その行う中小企業支援事業に関する情報の提供その他情報提供業務の運営に関する協力の業務を行う。

第十九条 経済産業大臣は、試験事務の適正な実施を確保するため必要があると認めるときは、指定試験機関に対し、試験事務の状況に応じて必要な報告を求め、又はその職員に、指定試験機関の事務所に立ち入り、試験事務の状況若しくは設備、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

2 経済産業大臣は、認定情報提供機関に対し、情報提供業務の実施状況について必要な報告を求めることができる。

3 第一項の規定により立入検査を行う職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があつたときは、これを提示しなければならない。
 4 第一項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。（罰則）

第二十条 第十二条第三項の規定に違反した者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第二十一条 第十二条第八項の規定による試験事務の停止の命令に違反したときは、その違反行為をした指定試験機関の役員又は職員は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第二十二条 第十九条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した場合には、その違反行為をした指定試験機関の役員又は職員は、三十万円以下の罰金に処する。

第二十三条 第十九条第二項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、三十万円以下の罰金に処する。

2 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に對して同項の刑を科する。

附 則 抄

(施行期日) この法律は、公布の日から施行する。

第一条 附 則 (昭和四二年七月一三日法律第五六号) 抄

(施行期日) この法律は、公布の日から施行する。ただし、附則第六条及び附則第十三条から第三十一条までの規定は、公布の日から起算して三月をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。

第二十条 中小企業指導法の一部改正に伴う経過規定

(中小企業指導法の一部改正に伴う経過規定)
前条の規定の施行前にした改正前の中小企業指導法の規定に違反する行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

第十七条 附 則 (昭和四八年一〇月一五日法律第一一五号) 抄

(施行期日) この法律は、公布の日から施行する。

第一条 附 則 (昭和五五年五月二〇日法律第五三号) 抄

(施行期日) この法律は、公布の日から施行する。

第一条 附 則 (昭和五五年五月三一日法律第七二号) 抄

(施行期日) この法律は、公布の日から施行する。

第一条 附 則 (昭和六一年五月一六日法律第五〇号) 抄

(施行期日) この法律は、公布の日から施行する。

第一条 附 則 (平成一一年三月三一日法律第一八号) 抄

(施行期日) この法律は、公布の日から施行する。

第一条 附 則 (平成一一年三月三一日法律第一九号) 抄

(施行期日) この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

第一条 附 則 (平成一一年三月三一日法律第一九号) 抄

(施行期日) この法律は、公布の日から施行する。

第一条 附 則 (平成一一年三月三一日法律第一九号) 抄

(施行期日) この法律は、平成十一年七月一日から施行する。ただし、次条並びに附則第三条、第十一条、第十二条及び第五十九条の規定は、公布の日から施行する。

第五十九条 附 則 (平成一一年三月三一日法律第一九号) 抄

(施行期日) この附則に規定するもののか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

第一条 附 則 (平成一一年二月三日法律第一四六号) 抄

(施行期日) この法律は、公布の日から施行する。

第一条 附 則 (平成一一年四月一九日法律第四三号) 抄

(施行期日) この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

第一条 附 則 (平成一一年二月一三日法律第一六〇号) 抄

(施行期日) この法律 (第二条及び第三条を除く) は、平成十三年一月六日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

第一条 附 則 (平成一一年二月一三日法律第一六〇号) 抄

(施行期日) この法律 (第二条及び第三条を除く) は、平成十三年一月六日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

第一条 附 則 (平成一一年二月一三日法律第一六〇号) 抄

(施行期日) この法律は、公布の日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。
この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、第一条の改正規定 (「推進すること」を「推進するとともに、中小企業の経営の診断等の業務に從事する者の登録の制度を設けること等」に改める部分に限る)、第六条の改正規定 (同条第一項中、「経営の診断を担当する者の資格」を削る部分並びに同条第二項及び第三項を削る部分に限る)、本則に六条を加える改正規定及び次条の規定は、公布の日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(経過措置)

第二条 この法律による改正前の中小企業指導法（次項において「旧法」という。）第六条第一項の規定による登録簿は、改正後の中小企業支援法（以下「新法」という。）第十一第一条第一項の規定による登録簿とみなす。

第三条 政府は、この法律の施行後五年を目途として、新法第十一條から第十三條までの規定の施行の状況を勘案し、必要があると認められ
ば、て必要な措置を講ずるものとする。

附 則（平成一四年一二月一日法律第一四六号）抄

第一条 この法律は、独立行政法人中小企業基盤整備機構（以下「機構」という。）の成立の時から施行する。

(施行期日) 附則 (平成一五年五月九日法律第三七号) 抄

第一条 この法律は、平成十五年十月一日から施行する。

(施行期日) 附則(平成六年四月一日法律第三五号)抄

第一条 この法律は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日又は時から施行する。

（平成十四年法律第二百四十六号）附則第十九条から第二十一条までの改正規定を除く）並ては附則第三条から第七条まで、第十一条、第二十二条及び第三十条の規定 公布の日

附則（平成一七年七月二六日法律第八七号）抄
この法律は、会社法の施行の日から施行する。

附則（平成一八年六月一日法律第五〇号）抄
二〇〇〇年六月一日法律第五〇号の施行に付随する事項のうち、(一)の規定によるもの。

この法律は、一 船舶国・賈人法ノ法の施行の日から施行する。

第一条 (施行期日) この

一 第七条、第二十二条、第二十五条、第二十七条、第二十八条、第三十条、第三十一条、第三十三条（次号に掲げ

（中小企業支援法の一部改正に伴う経過措置） 第三十三条及び第四十一条の規定
公布の日から起算して三月を経過した日

第十一條 第二十八条の規定の施行前に同条の規定による改正前の中小企業支援法（以下この条において「旧支援法」という。）第三条第三項の規定により通知された同条第一項の計画に基づく旧支

第二十八条の規定の施行前に旧支援法第四条第一項の規定による届出があつた計画（第二十八条の規定の施行後に前項の規定に基づきなお従前の例により届出があつた計画を含む。）は、第二十

(罰則に関する経過措置)

(政令の委任) 第二十三条 この法律(附則第一条各号に掲げる規定にあつては、当該規定)の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

第二十四条 附則第二条から前条まで及び附則第三十六条に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

（施行期日）附則（平成二三年六月二十四日法律第七四号）抄

第一条 この法律は、公布の日から起算して二十日を経過する日（平成二五年五月三一日）法律第二五号）沙附則

(施行期日) 年 月 日

この法律は、公布の日から起算して一年三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、第一条並びに附則第三条から第五条までの規定（新エネルギー・産業技術総合開発機構法（平成十四年法律第二百四十五号）附則第十二条から第十六条までの改正規定に限る。）及び第十二条の規定は、公布の日から施行する。

（施行期日）附則（平成二五年六月二一日法律第五七号）抄

第一條 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

二 第三条（中小企業支援法第九条の改正規定に限る。）、第九条、次条並びに附則第三条、第八条、第九条、第十二条、第十三条及び第十七条から第二十五条までの規定 平成二十七年三月三十日

（中小企業支援法の一部改正に伴う経過措置）

第二条 第三条の規定による改正前の中小企業支援法第九条の規定の適用を受けた同法第七条第一項の指定法人であつて次条第二項に規定する旧貸与機関の地位を兼ねるものにおけるその出資金額又は拠出された金額に係る要件については、なお従前の例による。

第三条 この法律（附則第一条第二号に掲げる規定にあつては、当該規定。以下この条において同じ。）の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例による場合における罰則に関する経過措置

第四条 この法律（附則第一条第二号に掲げる規定にあつては、当該規定。以下この条において同じ。）の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

第五条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関して必要となる経過措置は、政令で定める。

第六条 政府は、この法律の施行後五年を目途として、この法律による改正後の規定の実施状況を勘査し、必要があると認めるときは、当該規定について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

附 則（平成二〇年七月四日法律第六九号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第二十八条及び第三十九条の規定 公布の日
附 則（平成二〇年七月四日法律第六九号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、平成二十八年十月十五日に採択されたオゾン層を破壊する物質に関するモントリオール議定書（附則第三条において「議定書」という。）の改正が日本国について効力を生ずる日から施行する。

附 則（令和四年六月一七日法律第六八号）抄

（施行期日）

1 この法律は、刑法等一部改正法施行日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
一 第五百九条の規定 公布の日